

様式7号

意見公募手続実施結果

1 題 名 水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）

2 案の公表日 令和8年1月13日（意見提出期限：令和8年2月11日）

3 市民等からの意見数

計 8人 21件

(1) 郵送	0人	0件
(2) FAX	0人	0件
(3) インターネット	7人	16件
(Eメール)	(1人)	(2件)
(電子申請)	(6人)	(14件)
(4) 直接提出	1人	5件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
配偶者や恋人がいなくても、実家暮らしで実の親や兄弟等から肉体的や精神的なDVの被害(暴言, 無視, モラハラ, フキハラなど)で苦しんでいる方も、女性用の保護シェルターや市役所での支援を受けられるようになってほしい。一時的に避難する場所があったり、住む所をそのまま紹介してくれるシステムがあるとありがたい。	一時避難につきましては、素案36ページ「県女性相談センターとの連携」事業に記載のとおり、DV被害者のほか、困難な問題を抱える女性に対しても、県女性相談支援センターとの連携の下、一時保護を実施してまいります。 住宅の確保につきましては、素案38ページ「住宅の確保支援」事業に記載のとおり、関係機関と連携しながら、民間・公営住宅への入居手続きを支援してまいります。
食料や日用品を支援したり、社協のようにお金を借りられる制度もあるといいと思う。	食料・日用品の支援につきましては、素案38ページ「民間団体との連携・協働」事業に記載のとおり、フードバンク運営団体等に御協力いただきながら支援を行ってまいります。 借入につきましては、素案38ページ「生活を支援するための制度の活動促進」事業に記載のとおり、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度のほか、様々な制度の案内を行ってまいります。

<p>そもそも「被害者」を出さない施策をした。加害者にならないよう幼少期から教育というか、子どもたちに伝えてあげたい。</p> <p>女性だけでなく、「家庭全体」として子どももDVを受けているかもしれない。子どもが、その生活環境を当たり前と思わない気付きを与えたい。</p> <p>子どもの頃は、異常な家庭環境でも「普通」だと思いがちのように思う。「親」「先生」などの身近な大人は正しいと思っている子が多数いるイメージ。</p> <p>今、被害ある子がSOSを出しやすい施策があったらよい。友達にバレず、きちんとした大人に届くように。ほんの一部だが、性犯罪をする先生や大人もいるため、弱みにつけこまれて性ターゲットになるのは絶対阻止したい。</p>	<p>素案 45 ページ「基本施策 2 若年層に向けた教育啓発」に記載のとおり、DVや女性の性的な被害の防止に向けては、若年層からの意識啓発が大変重要であることから、関係団体等と連携したデートDVの講座の開催や、学校教育等において男女平等参画・人権教育を推進してまいります。</p> <p>また、DV家庭において虐待を受けている子どもがSOSを出せる施策としては、子ども専用オンライン相談「みとっこ相談」を活用し、相談しやすい体制整備に取り組んでまいります。</p>
<p>被害者を守るだけでは支援は永遠に終わらない。イジメや暴力は「加害者」の心の闇を治す、闇を連鎖させない。DVをする大人にならないよう子どものうちから対応する。非行に走らないよう、有り余る若者のパワーを「スポーツ」「将来の夢」「人とのつながり」などプラスに使えるようにしてあげたい。</p> <p>非行の場は若者にとって負の出会い場。家庭環境の良くない子にも支援が届くよう、子どもだけでも参加しやすい場を提供する。何かに夢中になる子どもは「加害者」になる率が低いと考える。</p> <p>身近な先生以外のほうが話しやすかったりもする、先生ではない「友達大人」みたいな人が学校、地域にいるとよい。</p>	<p>こどもの安全・安心な居場所として、放課後や夏休み等の長期休業中に、すべての児童を対象として、小学校の教室や市民センター等を活用して「放課後子ども教室」を開催し、地域の方々等の参画を得ながら、学習活動やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等により、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるような環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>また、各市民センターに、小中学生を対象に読書、学習、友達との交流など自由に過ごせる「こどもスペース」を設置するほか、市内のこども食堂に関する情報を発信し、子どもたちやその保護者が、無料または低価格で栄養のある食事を摂りながら、ふれあい、会話のできる場所を提供したいという地域ボランティアの方の取り組みを支援してまいります。</p>
<p>「DV、イジメは心が未熟な寂しがり屋がすることです」「愛されていない可哀想な人です」って加害者が恥ずかしくなるようなポスターを貼り出して欲しい。「性犯罪者、追放！性犯罪者は住めない、働けない、安心安全な街、水戸！！」みたいな。</p> <p>子ども、女性を性被害から徹底的に守る対応希望。性犯罪者は警察と水戸市で共有して排除してほしい。</p>	<p>素案 43～44 ページ「基本施策 1 市民に向けた意識啓発」に記載のとおり、DVや性犯罪等は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つける暴力は許されるものではないことから、これまでパープルリボンキャンペーン等を活用した広報活動等に取り組んでまいりました。これらの撲滅に向けた更に効果的な普及啓発方法については引き続き検討してまいります。</p> <p>また、子どもや女性を性的な被害から守る施策につきましては、素案 30～31 ページ「基本施策 1 相談体制の充実」に記載のとおり</p>

	<p>り、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関と緊密に連携して対応してまいります。</p>
<p>困難な問題を抱える男性への支援を検討しない理由は何か？</p> <p>計画の題名からは、まるでDV被害を受けているのが女性に限定されているような印象を受ける。</p> <p>差別ともとれる発言を市が行うのは間違っている。</p>	<p>計画の対象につきましては、素案3ページを御参照ください。</p> <p>DV対策基本計画の対象者は「DV防止法における配偶者及び生活の本拠を共にしない交際相手（以下「配偶者等」という。）から暴力を受けている者」としており、女性に限定されるものではありません。</p> <p>困難な問題を抱える女性支援基本計画の対象者は、「女性であることに起因して日常生活及び社会生活上において困難な状態に陥りやすい女性を支援する」という法の趣旨に鑑み、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」としております。</p> <p>さらに、それぞれの計画対象者のこどもについてもその対象としております。</p> <p>計画の公表に当たっては、御指摘のような誤解を招くことのないよう、計画内容の周知に努めてまいります。</p>
<p>「DV(暴力・イジメを含む)の歴史的経緯の説明の追加とそれに伴う対応策の見直し」のお願い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昭和初期～戦争の軍隊の影響 軍隊における指導・懲罰</li> <li>2. 家長制度及び家庭内での影響 家長制度に伴う権力による横暴化 又、軍隊経験の親の存在</li> <li>3. 世襲に伴う経験による対応 親→子→孫と暴力等の伝承</li> <li>4. 教育界 NO.1～3に関連した教育指導者の存在</li> <li>5. メディアの影響</li> </ol> <p>DVをする側に犯罪であることを自覚させることが課題。「配偶者は自分のもの」と歪んだ解釈をしている犯罪者は、罪を自覚していない。家族であれ全ての人は人権があり、精神的肉体的暴力は犯罪であることを、国と協力してストーカー規制法と併せて広く認知させることが課題。</p>	<p>DVが起こる背景には社会における男女尊卑の考え方の残存があるといわれていることや、児童虐待とDVには密接な関連があるといわれていることについては認識しております。</p> <p>本市といたしましては、素案43ページ「基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重し合う意識の啓発」に記載のとおり、パープルリボンキャンペーン等を活用した、広く市民に向けた広報活動を実施するとともに、学校教育等と連携した若年層からの人権教育を推進することにより、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有できるよう啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>素案43～45ページ「基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発」に記載のとおり、パープルリボンキャンペーン等を活用した、広く市民に向けた広報活動を実施するとともに、学校教育等と連携した若年層からの人権教育を推進することにより、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有できるよう啓発活動に取り組んでまいります。</p>

<p>DVの被害者側が告発できないのが課題。理由の一つは、バレた場合の報復の恐怖なので、DVが犯罪であるという世論形成が解決の鍵になると思う。</p> <p>二つには、経済的理由。多くはこちらの就労斡旋(資格取得支援)とそれに伴う養育支援(保育園など)。ここが一番大きな課題ではないかと思う。</p>	<p>御指摘の世論形成につきましては、素案43～45 ページ「基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発」に記載のとおり、パープルリボンキャンペーン等を活用した、広く市民に向けた広報活動を実施するとともに、学校教育等と連携した若年層からの人権教育を推進することにより、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有できるよう啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、経済的理由が課題となっていることにつきましては、素案38 ページ「具体的施策(2)生活基盤を確保するための支援」に記載のとおり、DV被害者等が避難後も安定した生活を送れるよう、関係機関等と連携しながら生活を支援するための制度の活用促進を図るとともに、住宅の確保や就労等の支援を行ってまいります。</p>
<p>DVの早期発見の体制について。近年、子供虐待は保育園や医療機関など発見できる体制が広まっているが、配偶者に関してはまだまだ難しいと思う。告発する側も、確信がなければ言いづらい環境であり、後々の人間関係にもひびく。よって、この課題もDVが犯罪であることの認知度を上げ一掃する世論形成が必要。</p>	<p>DVの早期発見の体制につきましては、素案33～35 ページ「基本的施策1 DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見」に記載のとおり、医療機関・教育機関をはじめとする関係機関等との連携により、早期発見に努めるとともに、地域における見守り支援を推進してまいります。</p> <p>また、御指摘の世論形成につきましては、素案43～45 ページ「基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発」に記載のとおり、パープルリボンキャンペーン等を活用した、広く市民に向けた広報活動を実施するとともに、学校教育等と連携した若年層からの人権教育を推進することにより、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有できるよう啓発活動に取り組みます。</p>
<p>DV被害に遭っている女性や妻という立場にいる人は、その苦しみを表に発することができない人がほとんどだと思う。自分さえ我慢すればと考える人も多く、自分自身の窮状が外部に漏れることにも、消極的に考えている人がほとんどであると考えている。それを踏まえた上で、どのような対策や政策を取るのかというのは、非常に幅広く様々なことを想定し、設定していく必要があると思う。具体的には、まず、DVが起こっている現状をどのように行政が把握するかという手段、それから実際にDV被害に遭っている人を</p>	<p>素案26 ページに記載のとおり、本市の計画は4つの基本方針に基づき構成されております。御指摘の、DVが起こっている現状の把握については「基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり」に、実際にDVに遭っている人の保護については「基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保」に、DV被害者の社会復帰等のサポートについては「基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援」に位置付け、段階に応じた施策を打ち出しており、今回の御意見に沿うものと認識しております。</p>

<p>どのように保護し、その後の社会復帰や、生きる希望を持たせるためにサポートしていくか等、段階に応じた対応がかなり分かれてくるので、それに携わる職員の数も相当数になると考えるし、金銭的な予算などもかなり大きく設定する必要が出てくると思う。</p>	<p>施策に基づく事業の実施に係る職員数や予算の設定につきましては、貴重な御意見として承ります。</p>
<p>DV被害に限らず、子供への虐待などに関しても言えることだが、このような「家庭内で行われる被害案件」に関しては、行政がどこまで介入するかの線引きが大変難しいと思うし、警察などの組織との連携も必要になると考える。</p> <p>暴力的な人間というのは、被害者が命に関わる状態になるような危険行為を平気で行ってることが多々あるので、被害者を守りながら、それに関わる行政の皆さんにも被害が及ばないで済むような対策を万全にすべきだと思う。</p>	<p>警察などの組織との連携につきましては、素案 36 ページ「具体的施策（１） 一時保護等における支援体制の強化」に記載のとおり、緊急時はもとより、それ以外の場面においても、県女性相談センターや警察と緊密に連携し、DV被害者等やその家族、対応に当たる職員の安全確保に十分配慮し、安心・安全な環境整備に努めてまいります。</p>
<p>近親者間からのDV行為というのは、街中や外で行われている暴力行為とは、また違った闇深い部分が多々ある。近い間柄だからこそ、被害者が加害者から逃げることができない場合もたくさんあるし、酷い時は、被害者に逃げる気力すら起こらないほどの被害を受けることもあるのが現状である。DVが実際に行われているということを加害者も被害者も認知し、外部の人間がそれを正しい情報であると認めることがまず難しいと考えるので、事前に策定をする計画案などは、かなり綿密に細かいところまで議論をしなければいけないと思う。その中では、もちろん、行政の皆さんだけではなく、法律や警察など、専門的な分野の方を交えた議論が必要となると思うし、議論をしている間にも、被害に遭っているながら一人で誰にも言えず苦しんでいたり、自分の生きる希望や生きる気力すらなくしてしまう人もいることが現状だと思うので、できるだけ早く被害者を救済する対策を実行に移していただきたいと思う。</p>	<p>計画の策定に当たっては、保健医療、教育、警察・司法、DV対策に関連する団体等によって構成される「水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会」や、専門の学識経験者などから意見を聴取しながら策定しております。</p> <p>計画決定後の施策の実施に当たっても、これらの関係機関・団体と緊密に連携をとりながら被害者対策等を推進してまいります。</p>
<p>経験談だが、子供の頃、父から母への暴力があまりにも酷かったので警察に通報したら、イタズラ電話をするなど怒られたことがあった。そんなことがあると被害者家族は誰にも頼る気力がなくなるので、関わる組織に対しても、こういった現状の周知徹底はお願いしたい。</p>	<p>本市におきましては、こども専用のオンライン相談により、DV行為のある家庭のこどもが相談支援を求められる体制を整備するとともに、素案 30 ページ「DV相談・女性相談体制の充実」事業に記載のとおり、大人も対象としたDV相談・女性相談に関してもオンライン相談を推進し相談体制の充実を</p>

<p>また、実際に暴力的な家族と一緒に暮らし続けたことで心と体に様々な後遺症が残ったままの私からすると、行政の皆さんや専門家の方のご意見は、時に机上の空論であったり、現実的な意見ではないと感じる場合があります。その理由として、DVや虐待などというものは、ひどく閉鎖的な空間で、限定的な人数の間で行われているものであり、そういった出来事だからこそ、周囲に気づかれにくい。そういったことが、その理由であると考えている。</p>	<p>図ってまいります。</p> <p>あわせて、素案 33 ページ「要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化」に記載のとおり、被害者等の適切な支援を図るために必要な情報の交換や、DV被害者等に対する支援の内容に関する協議を行う、「水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置しており、本市におけるDV等の現状につきましても情報共有を行っているところです。</p> <p>DVが、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性を踏まえ、より実効性のあるDV対策に取り組んでまいります。</p>
<p>女性のための町の保健室のようなものを旧丸井のフロアあたりに常設できないものかと思う。お茶やお菓子 役に立つ本や漫画などもおいて、そこには信頼できる保健師さんや心理士さんがいつもいらして。夜も可能な範囲で遅くまで開いているような安全な場所。孤独だったり、居場所がなかったりする子が安心して立ち寄れるような場所の設立をお願いしたい。</p>	<p>素案 35 ページ「女性の居場所づくりの支援」事業に記載のとおり、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことのできる居場所づくりについて、民間団体等の活動を支援してまいります。</p> <p>御提案につきましては貴重な御意見として承ります。</p>
<p>SNS 等の見張り？性的に搾取されることのないようにと思う。またヨーロッパでは 欧州連合（EU）の行政を担う欧州委員会は 11 日、SNS などの「ネットいじめ」から子どもを守るための新たな行動計画を発表した。SNS や生成 AI（人工知能）の普及でいじめのリスクが高まっているとし、通報アプリを EU 全域で導入することなどをめざす。日本でもできると良い。</p>	<p>ネットいじめ対策としての通報アプリの導入につきましては、貴重な御意見として受け止め、関係機関と情報を共有してまいります。</p>
<p>受付窓口がこれまで通り「配偶者暴力相談支援センター」と「子育て支援課」の二つだが、この二つの名称の窓口ではそこに該当しない女性が相談しにくい状況と思われる。若年女性の様々な困難な問題、成人女性の家庭内の困難な問題等の多様な悩みが相談しやすいよう、県の「女性相談センター」のような、分かりやすい名称を提案する。</p>	<p>素案 30 ページ「【現状と課題】」に記載のとおり、本市では、これまで、現子育て支援課に女性相談員を設置し、困難を抱える女性の多様な相談支援に当たってまいりました。今回の計画策定を機に、一層の相談窓口の周知を図ってまいります。</p> <p>御提案の名称につきましては貴重な御意見として承ります。</p>
<p>「子育て支援課」の受付として会計年度任用職員が配置されているが、あらゆる相談が寄せられる窓口には、様々な対応や知識が求められる。従って、窓口担当者だけの負担にならないサポート体制、専門的知識を持った方の配置が必要。さらに窓口担当者が短期間で入れ替わらない体制、担当者の雇用の安</p>	<p>本市では、女性相談支援員として必要な人材を適切に配置しており、素案 31 ページ「相談員・ケースワーカーへの研修の充実」事業に記載のとおり、専門性向上のための研修を実施しているところです。また、相談内容に応じて適宜正職員と連携して対応するなど、サポート体制の整備につきましても引き続き</p>

<p>定、正規職員の配置が必要と考える。</p>	<p>き取り組んでまいります。</p>
<p>困難に直面した場合、困難を解決して自立して生きていくためには様々なハードルがある。調整会議でのきめ細かな対応、民間団体との連携・協働により切れ目のないサポート体制が確立されることを期待する。同時に、民間団体の負担が重くならないように、御市との連携と協力を強く望む。</p>	<p>素案 34 ページ「民間団体との連携・協働」事業に記載のとおり、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等を生かし、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援に取り組んできた民間団体と連携・協働することで、DV被害者や困難な問題を抱える女性への、早期からの包括的かつ切れ目のない支援を推進してまいります。</p>
<p>女性が家庭内で困難な問題を背負った場合、家庭以外で過ごすことの出来る場所は非常に大事だと考える。「生きづらさ」をかかえながら我慢している、どこに相談したらいいか分からない女性たちが、気軽に立ち寄れる場所、何気ない話が出来る場所、時には相談できる場所があれば、初期の対応が出来るというメリットがある。2024年10月国連女性差別撤廃委員会からの勧告にも16.17歳女性への避妊に関する勧告がある。最近の報道によれば、小中高校生の自殺が増えているとのこと。高校生以下の若い女性は簡単には自立できない。居場所づくりの支援とともに、相談会の開催なども視野にいたした対策の強化をお願いする。</p>	<p>素案 35 ページ「女性の居場所づくりの支援」事業に記載のとおり、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことのできる居場所づくりについて、民間団体等の活動を支援してまいります。</p> <p>相談会の開催の御提案につきましては貴重な御意見として承ります。</p>
<p>御市が行った意識調査では、困難女性支援法について「内容も法律名」も知らないと答えた方が75%とあった。法律の施行が2024年4月で、まだまだ市民に浸透していない状況がある。まずは、女性の相談窓口があることを知らせる取り組み、早期発見するための取り組みの強化をお願いする。</p>	<p>相談窓口の周知につきましては、素案 31 ページ「相談窓口の周知」事業に記載のとおり、関係機関等と連携し、ホームページ等の様々な媒体を活用しながら取り組んでまいります。</p> <p>DV被害者等の早期発見につきましても、素案 33 ページ「【施策の基本的方向】」に記載のとおり、医療機関・教育機関をはじめとする関係機関と連携し、適切な支援につなげてまいります。</p>

問合せ先     こども部子育て支援課相談係  
 担当     岡田， 窪庭  
 電話     029-232-9111（直通）